

# 公立大学法人大分県立看護科学大学職員安全衛生管理規程

平成18年 4月 1日  
規程第 36号

## (目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第46条第3項の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における職場の労働災害及び健康障害を防止し、職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生管理について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、その他関係法令及び就業規則に定めるところによる。

## (安全衛生に関する遵守事項)

- 第2条 職員は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 安全及び衛生について、上司等の命令に従うとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力すること。
  - (2) 常に、職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害の防止と衛生の向上に努めること。
  - (3) 安全衛生装置、消防設備、衛生設備その他危険防止のための諸施設を無断で移動したり、許可なく当該地域又は施設に立ち入らないこと。

## (非常時の措置)

- 第3条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるよう努めなければならない。

## (衛生管理者)

- 第4条 本学に、安衛法第12条に定めるところにより、衛生管理者を置き、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第10条に定める資格を有する職員のうちから理事長が選任する。
- 2 衛生管理者は、職員の安全衛生管理に関する次の業務を行う。
- (1) 少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。
  - (2) 健康に異常のある者の発見及び措置を講じること。
  - (3) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

## (産業医)

- 第5条 本学に、安衛法第13条に定めるところにより、安衛則第14条第2項に定める要件を備えた産業医を置き、理事長が選任する。
- 2 産業医は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
  - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
  - (3) 作業の管理に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関する事。
  - (6) 衛生教育に関する事。
  - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- 3 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
  - 4 産業医は、理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
  - 5 理事長は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(作業主任者)

- 第6条 本学は、安衛法第14条及び労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号。以下「安衛令」という。)第6条に定める作業を行う作業場について、安衛則第16条の定めるところにより、作業主任者を選出し、当該作業に従事する職員の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせるものとする。
- 2 作業主任者は、当該作業に従事する者で、安衛則別表第1に規定する資格を有する者のうちから理事長が選任する。
  - 3 理事長は、作業主任者を選任したときは、安衛則第18条の定めるところにより、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示することにより、関係職員に周知しなければならない。

(衛生委員会)

- 第7条 理事長は、安衛法第18条に掲げる次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、本学に衛生委員会を置く。
- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
  - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
  - (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。
    - (1) 事務局長
    - (2) 産業医
    - (3) 衛生管理者
    - (4) 職員の過半数代表者の推薦に基づき事務局長が指名する職員2名
  - 2 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
  - 3 委員会の委員のうち、第2項第4号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員会の会議は、原則として月1回開催するものとする。
  - 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
  - 6 委員長は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。
  - 7 委員会の庶務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(健康管理審議会)

第8条 職員の健康管理に関する事項について審議する職員健康管理審議会（以下「健康審議会」という。）を設置する。

2 健康審議会に付議する事項は、次のとおりとする。

（1）試用期間及び本採用時における職員の健康状態の可否の判定

（2）疾病による休職の可否の判定、疾病による休暇が90日を超える職員の出勤の可否の判定及び疾病による休職職員の復職の可否の判定

（3）結核による有給休暇の可否の判定及び結核による有給休暇中の職員の出勤の可否の判定

（4）その他理事長が必要と認めた事項

3 前項のほか、健康審議会に関して必要な事項は別に定める。

（衛生管理者等に対する教育等）

第9条 理事長は、本学における安全衛生の水準の向上を図るため、衛生管理者等労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらの機会を与えるように努めなければならない。

（健康診断）

第10条 本学は、職員に対し、安衛法第66条の規定により、次の健康診断を行わなければならない。

（1）採用時健康診断

（2）一般定期健康診断

（3）特定業務従事職員の健康診断

（4）海外派遣職員の健康診断

（5）安衛法第66条第2項に基づく有害業務に従事する職員の健康診断

2 前項に規定する健康診断の項目及び回数は、安衛法及び安衛則の定めるところによる。ただし、理事長が特に必要と認めた項目については、追加することができる。

3 理事長は、職員の健康管理上特に必要と認める場合は、臨時の健康診断を行うことがある。

4 理事長は、職員が第1項の健康診断の実施時期に近接した時期に本学又は公立学校共済組合が実施する人間ドックを受ける場合において、当該健康診断の検査の項目について当該人間ドックの検査を利用することができることを認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

（健康診断実施後の措置）

第11条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

2 理事長は、健康診断を行った結果について、健康診断を委託した機関が決定した別表第1の指導区分に応じて、職員の健康管理において、適切な措置を講じなければならない。

3 前項において、人間ドック等で指導区分が決定されない場合は、健康診断結果等の資料に基づいて産業医が決定する。

4 理事長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

（就業の禁止）

第12条 理事長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者については伝染予防の措

置を施した場合は、この限りでない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 産業医その他医師が就業することが不相当と認めた者

2 理事長は、前項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の医師の意見を聞かなければならない。

(安全衛生教育)

第13条 理事長は、職員が採用等により新たな職務に従事する場合において、職員の健康保持又は安全確保のため必要があると認められるときは、健康、安全又は衛生に関し必要な教育を行わなければならない。

(作業環境測定)

第14条 理事長は、安衛令第21条の定めるところにより、作業場の作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 理事長は、前項の作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じるものとする。

(定期自主検査)

第15条 理事長は、安衛法第45条の定めるところにより、安衛令第15条第1項各号に定めるボイラーその他の機械等について定期に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(個人情報等の管理)

第16条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員は、この業務が個人情報等に多く関わることを念頭に置き、取り扱う個人情報等を漏洩しないよう管理するとともに、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 安衛法その他関係法令に基づく労働基準監督署に対する報告等を要する事項は、別表第2により適切な時期に行う。

2 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 指導区分（第11条関係）

（1）生活・就労面	
A	勤務を休む必要がある。
B	勤務を制限する必要がある。
C	勤務をほぼ正常に行ってよい。
D	全く平常生活でよい。
（2）医療面	
1	医師による直接医療行為を必要とする。
2	直接医療は必要ないが、定期的に観察指導を受ける必要がある。
3	医療行為を全く必要としない。

別表第2（第17条関係）

事項	報告等が必要な場合	提出時期	根拠法令
衛生管理者選任報告	衛生管理者を選任した場合 （50人以上の職場）【要添付書類】	選任後遅滞なく（14日以内に選任必要）	法12 令4 則7
産業医選任報告	同上	同上	法13 令5 則13
定期健康診断の結果報告	定期健康診断を実施した場合 （50人以上の職場）	実施後遅滞なく	法66、令22 則52
特殊業務従事職員健康診断の結果報告	有機溶剤取扱者等特殊業務従事職員を対象とした健康診断を実施した場合	実施後遅滞なく	法100 関係規則
建築物・機械等の設置、移転、変更	対象となる建築物等を設置し、移転し、又は変更する場合	工事開始の30日前まで	法88 則85、86
事故報告	事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、建物等の倒壊の事故が発生した場合	事故発生後遅滞なく	法100 則96
労働者死傷病報告	職員が労働災害その他就業中、又は事業場内、附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（4日以上）した場合	災害発生後遅滞なく	法100 則97
	上記の場合で、休業日数が4日未満の場合	4半期ごとに最後の月の翌月の末日までに	